

35	都市整備局	新たな防火規制
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都建築安全条例第7条の3による「新たな防火規制」は、建築物の不燃化を促進し、木造密集地域の防災性の向上を図るために、知事が指定する災害時の危険性が高い区域について、建築物の耐火性能を強化する規制である。</li> <li>知事が指定する区域の準防火地域内においては、建築物は原則として耐火性能の高い準耐火建築物か耐火建築物にすることが義務づけられた。</li> <li>また、4階建以上、又は延べ面積が500㎡を超える建築物は、鉄筋コンクリート造などの耐火建築物にしなければならないものとした。</li> </ul>	
これまでの経過	<p>平成15年 3月14日 東京都建築安全条例の一部改正、公布</p> <p>8月20日 区域指定の告示（3区）                  ・墨田区(537.7ha)                  ・中野区(390.9ha) ・荒川区(531.1ha)</p> <p>10月1日 東京都建築安全条例の施行</p> <p>平成16年 6月30日 区域指定の告示（2区）                  ・杉並区(258.0ha) ・板橋区(141.0ha)</p> <p>12月27日 区域指定の告示（1区1市）                  ・品川区(761.9ha) ・三鷹市(5.4ha)</p> <p>平成17年 4月1日 区域指定の告示（1区）                  ・足立区（9.2ha）</p> <p>平成18年 1月23日 区域指定の告示（2区）                  ・目黒区（56.0ha） ・杉並区(7.0ha)</p> <p>平成18年 5月1日 区域指定の告示（1区）                  ・足立区（4.7ha）</p> <p>平成19年 4月10日 区域指定の告示（1区）                  ・北区(194.4ha)</p> <p>平成19年 11月1日 区域指定の告示（1区）                  ・足立区(8.1ha)</p> <p>平成20年 3月28日 区域指定の告示（1区）                  ・世田谷区(16.1ha) ※</p> <p>平成20年 6月10日 区域指定の告示（1区）                  ・豊島区（10.7ha）</p> <p>平成21年 2月27日 区域指定の告示（2区）                  ・荒川区（1.6ha）                  区域廃止指定の告示（1区）                  ・足立区（21.0ha）                  ・中野区（▲15.6ha）</p> <p>平成21年 4月30日 区域指定の告示（1区）                  ・世田谷区（60.6ha）</p> <p>平成21年 5月29日 区域指定の告示（1区）                  ・北区（23.8ha）</p> <p>平成22年 3月31日 区域指定の告示（1区）                  ・世田谷区(62.4ha)</p> <p>平成23年 3月31日 区域指定の変更（1区）                  ・世田谷区(16.1ha⇒72.1ha)                  （※平成20年3月28日告示分の変更）</p> <p>平成24年 3月30日 区域指定の告示（1区）                  ・世田谷区（30.5ha）</p> <p>平成25年 3月29日 区域指定の告示（2区）                  ・世田谷区（72.1ha） ・板橋区（69.0ha）</p> <p>平成26年 2月28日 区域指定の告示（1区）                  ・台東区（45.5ha）</p> <p>平成26年 4月30日 区域指定の告示（1区）                  ・北区（37.0ha）</p> <p>平成26年 5月30日 区域指定の告示（2区）                  ・大田区（1551.0ha） ・江戸川区（24.3ha）</p> <p>平成26年 6月20日 区域指定の告示（1区）                  ・世田谷区（113.0ha）</p> <p>平成26年 7月30日 区域指定の告示（1区）                  ・新宿区（27.7ha）</p> <p>平成26年 9月30日 区域指定の告示（1区）                  ・江東区（48.6ha）</p>	
進行状況	<p>現在の</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>震災時に甚大な被害が予想される整備地域（震災対策条例第13条第2項第2号）は、環状7号線の周辺を中心に都内に約7,000ヘクタールある。</li> </ul>	
見通し	<p>今後の</p> <p>規制の必要な区域について順次指定していく。</p>	
問い合わせ先	都市整備局 市街地建築部 建築企画課	電話 03-5388-3343